

議第7号

平成21年度京都市地域水道特別会計予算

平成21年度京都市地域水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ610,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

平成21年2月19日提出

京都市長 門川大作

2 地域水道

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 28,121
	1 負担金	28,121
2 使用料及び手数料		68,304
	1 使用料	68,303
	2 手数料	1
3 国庫支出金		18,900
	1 国庫補助金	18,900
4 繰入金		415,748
	1 一般会計繰入金	395,000
	2 基金特別会計繰入金	20,748
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		26,926
	1 雑収入	26,926
7 市債		52,000
	1 市債	52,000
歳入合計		610,000

歳 出		
款	項	金 額
1 地 域 水 道 費		千円 610,000
	1 地 域 水 道 費	194,209
	2 地 域 水 道 整 備 費	139,648
	3 公 債 費	276,143
歳 出 合 計		610,000

第2表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地 域 水 道 整 備 費	千円 52,000	発行価格が額面と異なる埋入加算額は、その減額をこれに算した額	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によって、繰上償還をすることができる。

--